



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

平成31年1月24日(木)
国土交通省 関東地方整備局
建 政 部

記者発表資料

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、株式会社フューチャーイノベーションに対し、宅地建物取引業法に基づく聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ
横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

建政部	建設産業第二課長	やまざき さとる 山崎 聡	(内線6651)
	建設産業第二課長補佐	やまざき ひでたか 山崎 秀孝	(内線6652)
電 話	048-601-3151 (代表)		

平成31年 1月24日
関東地方整備局

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、下記のとおり株式会社フューチャーイノベーションに対し、宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施しますのでお知らせします。

また、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

記

- 1 期 日 平成31年2月 1日（金）14時00分
- 2 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館11階 共用小会議室1102
- 3 被聴聞者 株式会社フューチャーイノベーション 代表取締役 新倉 健太郎
- 4 予定される不利益処分の内容
宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示

- 5 不利益処分の原因となる事実の概要

(株)フューチャーイノベーションは、シェアハウス用の宅地の売買の媒介にあたって、少なくとも5件の買主に対し、売主業者を介して融資を受ける金融機関に提出する買主の通帳等の資産資料について、売主業者が保有資産の金額を修正して提出することを認識したうえで、買主にその旨を告げ、買主から入手した資産資料を売主業者に送付し、修正のない金額であれば融資承認を受けられず買主が購入できないおそれのある上記宅地の売買契約を成立させた。

このことは、法第65条第1項第2号に該当する。

- 6 その他

- (1) 関係人について

当該処分について利害関係を有し、当該聴聞に関する聴聞の手続きに参加することを希望される方は、当該関係人の氏名、住所、電話番号及び当該聴聞に係る不利益処分について、利害関係を有することを記入した書面（様式自由）により、平成31年1月29日（火）17時（必着）までに申し込み、主宰者から参加の許可を得る必要があります。

- (2) 聴聞出席者について

行政手続法（平成5年法律第88号）第21条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。